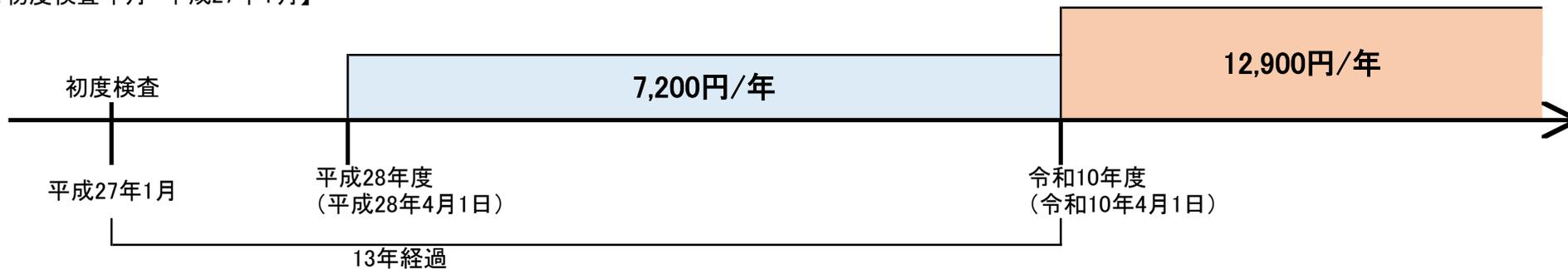


初度検査年月ごとの税率変化について（※平成28年度以降）

【例：4輪乗用・自家用（平成28年度賦課時点（平成28年4月1日）で所有している状態）】

①平成27年3月以前の車両（現行税率→重課税率）

【例：初度検査年月 平成27年1月】



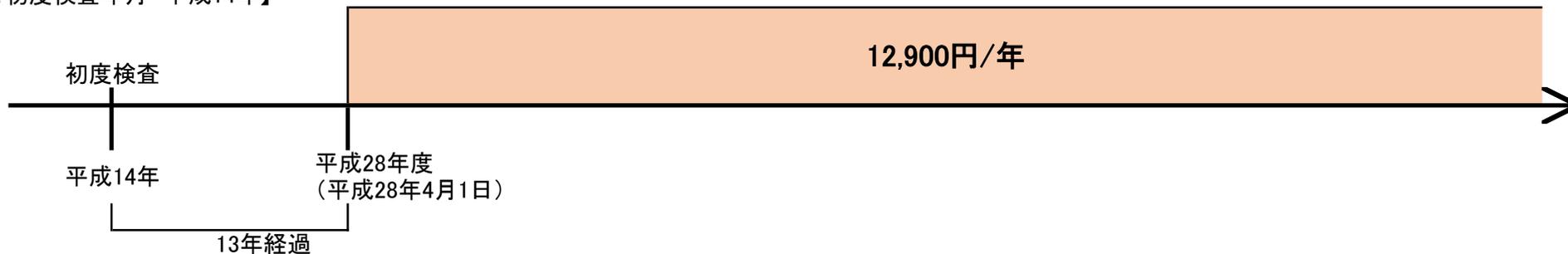
②平成27年4月以降の車両（新税率→重課税率 ※賦課初年度については、一部車両にグリーン化特例適用（適用期限あり））

【例：初度検査年月 平成29年1月】



③-1 平成14年以前の車両(重課税率・平成15年10月以前については、初度検査年月の月の記載がない)

【例:初度検査年月 平成14年】



③-2 平成15年の車両(現行税率→重課税率・平成15年10月以前については、初度検査年月の月の記載がない)



※平成15年10月以前については、初度検査年のみ記載されているため、各年12月31日を初度検査日としてみなす。つまり、平成15年1月～3月に初度検査を受けた車両であっても、平成29年度から重課税率の適用となり、本来であれば初度検査から13年経過している平成28年度は現行税率がそのまま適用される。